

鳥取市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤 義彦

### 鳥取市条例第31号

鳥取市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年鳥取市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「及び」を「に」に改め、「場合の」の次に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」を加える。

第17条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第49条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。